

東京都社会福祉審議会
令和7年度第1回検討分科会

成年後見制度の問題点と2050年の展望

2025年5月16日（金）15:00-17:00

東京都庁第一本庁舎

更生保護法人 同歩会

東京都健康長寿医療センター研究所 多賀努

経歴

学歴

- 慶應義塾大学（生物心理学・臨床心理学）
- 東京都立大学（社会政策）

職歴

- （株）ポリテック・エイディディ（都市計画コンサルタント）
- 東京都健康長寿医療センター研究所（認知症予防・若年性認知症の地域共生）
- 早稲田大学（社会福祉士養成担当）
- 東京女子医大等（社会福祉学担当）
- かながわ臨床心理オフィス（心理検査・カウンセリング）
- 更生保護法人 同歩会（被疑者・被告人・刑余者の入口支援・出口支援）
- ふるさとホーム新宿（障害者グループホーム世話人）
- NPO認知症予防サポートセンター（認知症予防プログラムの開発・運営）
- 東京都文京区中核機関実務者会議委員（精神保健福祉士）

問題意識

- 成年後見制度が恣意的に運用され、支援の打出の小槌・伝家の宝刀になっている。
- 成年後見制度の問題は2点ある。
 1. 制度設計
 2. 申し立てる側（ソーシャルワーク）

- 次第 -

I. 父子（二人暮らし）に成年後見人が選任された事例

- 父（80歳代）...アルツハイマー型認知症（軽度認知症）
- 息子（50歳代）...知的障害（中度）

5

II. 成年後見制度の制度設計・運用に関わる問題

1. 制度設計に関わる問題

- 1-1. バターナリズム（善意と社会的責任）の手段としての成年後見制度
- 1-2. 医師の過剰診断とバターナリズム（善意）・同調バイアス
- 1-3. 見ず知らずの第三者後見人等を選任する後見事務
- 1-4. 成年後見制度が意思決定（事理弁識）の概念を歪めている可能性

2. 運用に関わる問題

- 2-1. 成年後見制度を申し立てるソーシャルワークの問題

32

III. 成年後見制度の見直しに関する論点

1. 成年後見制度の「意思決定能力」概念の前提となる合理的人間像の認識
2. 第三者後見人等が機能的な役割から選任される仕組みの問題
3. 必要な時期・範囲・期間で利用できる「スポット型」制度導入の問題

41

IV. 成年後見制度を申し立てる側（ソーシャルワーク）に関する議論

1. 確証バイアス（認知症バイアス・ラベリング）の問題_p.7・10・21・事例3
2. バターナリズム（善意）ではなく本人とのパートナーシップを意識した支援_p.28・事例4
3. 因果モデルではなく相互作用モデル（システム）の視点に立った支援_p.23・事例5

49

V. 2050年の福祉社会の展望

1. 2050年の成年後見制度
2. 2050年のソーシャルワーク
3. 2050年の福祉学
 - 3-1. 健康長寿のあくなき希求...ヒューマノイド福祉学
 - 3-2. ありのままへの回帰...行動福祉学

59

1. 父子（二人暮らし）に成年後見人が選任された事例

- 父（80歳代）...アルツハイマー型認知症（軽度認知症）
- 息子（50歳代）...知的障害（中度）

本人情報シート（成年後 見制度用）から

作成者

- 父：市地域包括支援センター（社会福祉士）
- 息子：市地域包括支援センター（社会福祉士・精神保健福祉士）

後見開始申立ての具体的な事情（申立て日）

父（令和2年10月）

- 本人は知的障害の息子と二人ぐらしで、その他に関わりのある親族はいない。
- 本人は認知症を患っており、**物忘れや理解力の低下が見られている**。現在、市社会福祉協議会が本人と息子の金銭管理（日常生活自立支援事業）を行っているが、本人が渡された金銭を散財（**通販や海外の宝くじを購入したり、年金月に姪へ10万円送金したりする**）し、金銭要求がエスカレートしてきているため、対応に限界が来てしまっている。
- また、本人は息子に必要なサービスを使用させなかったり、手をあげたりして**虐待行為をおこなってしまっている**。
- そのため、本人と息子の二人に、市長による成年後見制度利用に係る申立てを行うこととした。

息子（令和2年10月）

- 本人は認知症の父と二人ぐらしで、その他に関わりのある親族はいない。
- 本人はもともと知的障害を有しており、理解力が低く、今まで**父が本人の意思決定をおこなってきた**。現在、市社会福祉協議会が本人と父の金銭管理（日常生活自立支援事業）を行っているが、**父が散財するうえ、本人の金銭も自身の所有物として主張**し、本人に必要な物品を購入させない。
- また、父の金銭要求がエスカレートしてきており、対応が困難となってしまう。
- さらに、**父は理解力が低く、本人に必要なサービスを使用させなかったり、手をあげたりしてしまっている**ため、本人と息子の二人に、市長による成年後見制度利用に係る申立てを行い、適切な支援介入を行うこととした。

社会福祉士等（地域包括支援センター）から成年後見制度を申し立てられた父子の基本情報

引用：本人情報シート（成年後見制度用）

	父	息子
作成時期：		令和2年7月
年齢：	<u>80歳代</u>	<u>50歳代</u>
福祉に関する認定	<u>要支援1</u>	<u>障害支援区分2</u>
手帳		<u>療育手帳B1</u> *程度
収入（月額）	約206,000円（ <u>共済年金</u> ・国民基礎年金）	約95,000円（ <u>障害年金2級</u> ・工賃・生活者支援給付金）
作成者：	市地域包括支援センター （ <u>社会福祉士</u> ）	市地域包括支援センター （ <u>社会福祉士/精神保健福祉士</u> ）

*B1：中度...助言や指導を受けつつ日常生活を送ることができる。
簡単な読み書き・計算・物の操作が行える。

知的障害（中度）の息子を養育する父親の認知機能のほうが低いというアセスメント

引用：本人情報シート（成年後見制度用）

認知機能等	父	息子
日常的な行為に関する <u>意思の伝達</u>	意思を他者に伝達 <u>できる</u>	伝達できない <u>場合がある</u>
日常的な行為に関する <u>理解</u>	<u>ほとんど</u> 理解できない	理解できない <u>場合がある</u>
日常的な行為に関する <u>短期的な記憶</u>	<u>ほとんど</u> 記憶できない	記憶していない <u>場合がある</u>
本人が家族等を認識できているか	正しく認識している	正しく認識している
日常・社会生活上支障となる <u>精神・行動障害</u>	支障となる行動が <u>ある</u>	支障となる行動が <u>ほとんどない</u>
日常の <u>意思決定</u>	<u>日常的に困難</u>	特別な場合を除いて <u>できる</u>

支援に抵抗する父に認知症バイアスが働く？ （認知機能の影響なのか性格傾向なのか...）

引用：本人情報シート（成年後見制度用）

認知機能等	父	息子
<p>日常・社会生活上支障となる精神・行動障害</p>	<p>物忘れにより、鍋に火をかけたまま忘れてしまうことがある。理解力が低く、他者の言葉がまったく頭に入らない。また、気に入らないことがあるとすぐに逆上してしまう。</p>	<p>利用している事業所で暴れたり、支援者へ抵抗するようなことはなく穏やかに過ごされている。事業所は長年利用しており、ペットボトルの分別やフルーツキャップの作業は指示がなくてもできるが、時折しかない公共施設の清掃作業は指示がないと作業できない。</p>
<p>金銭の管理</p>	<p>日常生活自立支援事業により、市社会福祉協議会が金銭管理を対応中。しかし、本人の金銭要求や、事業で対応できない内容の要求がエスカレートしてきており、対応が困難な状態となっている。また、渡された金銭を適切に使用せず、海外の宝くじ（詐欺の可能性あり）を大量に購入して散財してしまっている。</p>	<p>本人・父ともに日常生活自立支援事業（市社会福祉協議会）を利用している。基本的には月5,000円をお小遣いとして本人へ渡している。衣類等購入する場合は、お小遣いを増額して対応する。本人は、いつも着ているベストに、小銭入れを入れており、そこから事業所で飲むコーヒー代を自分で支払っている。たまに、クッキーやドーナツなど事業所で購入することがある。</p>

認知機能ではなく性格傾向が息子への経済虐待や自立の阻害に影響している可能性を確認しないアセスメントの恣意性

引用：本人情報シート（成年後見制度用）

その他	父	息子
<p>本人にとって重要な意思決定が必要なる日常・社会生活上の課題</p>	<p><u>加齢や認知症による判断能力の低下により、同居の息子（知的障害）の世話を適切に行うことができない状態</u>になっているにも関わらず、本人は頑なに他者へ息子を任せようとしな^い。むしろ、<u>息子の金銭を適切に扱わなかったり、必要なサービスを利用させなかったり</u>するなど、適切ではない支援を行ってしまっている。そのため、本人と息子の両方に適切な支援を行える者が必要。</p>	<p>本人は、<u>グループホームへの入居を希望しているが、父の反対にあいグループホームへの待機登録さえできずにいる</u>。日常生活はすべて父の意向に沿ったものであることから、<u>本人の意思決定が尊重されるよう支援体制を整える必要</u>がある。</p>
<p>本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策</p>	<p>現在<u>家族の中に適切な意思決定を行うことができる者がいない</u>ため、<u>本人と息子両方に成年後見人が選任される</u>ことで、適切な金銭管理やサービス導入等により、家族全体の生活の安定化を図ることができる。</p>	<p>現在、本人は同居の父の意向に沿った生活を送っている。<u>父は、関係者が勧めても本人の部屋にはエアコンを設置させない</u>ため、夏場は熱中症の恐れがある。また、冬場は寒い^{ため}耳がひどいしもやけになり出血が認められる。寝具も洗濯せずシーツは変色し、気温が上がっても長袖のパジャマを着ていたこともある。<u>父は本人を過剰に叱責することもあるため、本人が希望するグループホームでの生活が望ましいと思われる。本人の希望する生活が送れるよう支援体制を構築していく必要</u>がある。</p>

父親が成年後見制度申立てに逆上するのは認知症の易怒性、中度の知的障害の息子は制度を知っていると申し立てるアセスメントは恣意的でないのか？

引用：本人情報シート（成年後見制度用）

その他	父	息子
家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識	申立てをすることを <u>説明しておらず、知らない。</u> <hr/> 成年後見制度が必要な状況であるが、 <u>本人が制度をよく理解できない上、説明をすると逆上してしまいうため、説明を行うことができない。</u>	申立てをすることを <u>説明しており、知っている。</u> <hr/> 本人は「はい」と言うか、「いいえ」の時は黙るなどして意思表示をしている。自分の思いを言葉にすることが難しい状況であるが、グループホーム入居のお手伝いをしてくれる人、市社会福祉協議会に代わって <u>金銭管理をしてくれる人の手続きを進めることについては「はい」と言われた。</u>

診断書（成年後見制度 用）から

作成者

- 医師（内科医）

父親に感情失禁が度々あると診断する所見は申立てに対する善意の協力ではないか？

引用：診断書（成年後見制度用）

項目	父_令和2年8月作成	息子_令和2年8月作成
診療科名		内科
診断名	アルツハイマー型認知症	知的障害
所見	高脂血症等にて治療していたが平成26年頃より <u>もの忘れ等が多くなる</u> 。最近 は他人との接し方がうまく出来ず、 <u>話 合いが出来ない</u> 。 <u>感情失禁</u> が度々ある。	生来より知的障害であり、親の保護の 元で生活している。 <u>身の回りのことは 出来る</u> 。 <u>社会生活は不可</u> です。
各種 検査	長谷川式認知症スケール <u>13点*</u> （令和 2年8月実施）	知能検査_未実施
短期間に 回復する 可能性	回復する可能性は <u>低い</u>	回復する可能性は <u>低い</u>

*10点前後=重度，15点前後=中等度，19点前後=軽度認知症，22-26点=軽度認知障害（MCI）

理解力・判断力の程度は軽いのに、契約等の意味・内容は理解・判断できないと診断するのは、申立てに対する善意の協力ではないのか？

引用：診断書（成年後見制度用）

項目	父_令和2年8月作成	息子_令和2年8月作成
診療科名		内科
<u>判断能力</u> について の意見	支援を受けても、 <u>契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。</u>	支援を受けても、 <u>契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。</u>
見当識の障害	あり... <u>まれに</u> 障害がみられる	あり...障害が <u>高度</u>
他人との <u>意思疎通</u> の障害	あり...	あり...意思疎通ができないときが <u>多い</u>
<u>理解力・判断力</u> の 障害	あり...問題はあがるが程度は <u>軽い</u>	あり...問題が <u>顕著</u>
<u>記憶力</u> の障害	あり...問題はあがるが程度は <u>軽い</u>	あり...問題があり程度は <u>重い</u>

成年後見人を選任された父は納得できず、
「後見制度と家族の会」に問合せて加入した。

「後見制度と家族の会」

●会の目的

後見される側の視点で意見を発し、制度の円滑な運用に資すること

●設立年月日

令和3年6月15日

●活動目標

- ・原則、親族が成年後見人になる
- ・原則、親族後見人に監督人は不要
- ・後見人や監督人が、本人の意思を尊重するようにする
- ・後見人や監督人が、家族の意向を加味する
- ・面会妨害をする後見人・関連施設などをデータ化する
- ・成年後見制度利用に関するアンケート、事案データ化

引用：「後見制度と家族の会」ホームページ (<https://kokenkaizen.com/>)

再診断書（成年後見制度 用）から

作成者

- 医師（内科医）

医師に苦情を申し立てたら、アルツハイマー型認知症の検査値まで改善したことは、診断に認知バイアスが働いていることを示唆するのではないか？

引用：診断書（成年後見制度用）

項目	父_令和2年8月作成	父_令和3年7月作成
診療科名		内科
診断名	アルツハイマー型認知症	アルツハイマー型認知症
所見	高脂血症等にて治療していたが平成26年頃より <u>もの忘れ等が多くなる</u> 。最近 は他人との接し方がうまく出来ず、 <u>話 合いが出来ない</u> 。 <u>感情失禁</u> が度々ある。	<u>もの忘れあり</u>
各種検査	長谷川式認知症スケール... <u>13点</u> *（令和 2年8月実施）	長谷川式認知症スケール... <u>22点</u> *（令和 3年7月実施）
短期間に回復する 可能性	<u>回復する可能性は低い</u>	<u>分からない</u>

*10点前後=重度，15点前後=中等度，19点前後=軽度認知症，22-26点=軽度認知障害（MCI）

判断能力が「ない」から「できる」に変わる恣意的な医師の意見を利用して制度を活用することは、申し立てる側（ソーシャルワーク）に問題がないのか？

引用：診断書（成年後見制度用）

項目	父_令和2年8月作成	父_令和3年7月作成
診療科名	内科	内科
<u>判断能力</u> について の意見	支援を受けても、 <u>契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。</u>	<u>契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。</u>
<u>見当識</u> の障害	あり...まれに障害がみられる	あり...まれに障害がみられる
他人との <u>意思疎通</u> の障害	<u>あり</u>	<u>なし</u>
<u>理解力・判断力</u> の 障害	あり...問題はあるが程度は軽い	あり...程度は軽い
<u>記憶力</u> の障害	あり...問題はあるが程度は軽い	あり...程度は軽い

鑑定書（成年後見制度 用）から

作成者

- 医師（精神科医）

事理弁識能力（契約等の意味・内容を自ら理解し、判断する能力）は「不十分」と鑑定された

引用：鑑定書（成年後見制度用）

項目	令和3年11月作成
診療科名	精神科
事件の表示	後見開始の審判の取消
3. 鑑定事項 1	<u>精神上の障害の有無、内容及び障害の程度</u> - <u>アルツハイマー型認知症の軽度から中等度</u> の障害であり、 <u>近時記憶・出来事記憶の障害</u> が明らかである。
3. 鑑定事項 2	<u>契約等の意味・内容を自ら理解し、判断する能力</u> - 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することは難しいので、 <u>事理弁識能力は不十分</u> である。
3. 鑑定事項 3	<u>回復する可能</u> - 緩徐かつ確実に認知機能低下は進み、 <u>回復する可能性は極めて低い</u> 。
5. 家族歴及び生活歴	〈前略〉平成元年3月に定年退職して帰郷し、地元の知的障害者授産施設の設立に尽力したという。平成18年に妻と死別してからは、長男と二人で暮らしていた。

将来の認知症の進行に備えて「補助相当」と鑑定するパターンリズムによって、直近の人生が制限されてもよいのか？

引用：鑑定書（成年後見制度用）

項目	令和3年11月作成
8. 説明	<ul style="list-style-type: none"> - 経過としては典型的なアルツハイマー病ではある…。本人の弁では「<u>お金が管理されるのは我慢できても、自分の目の治療も自分では決められないし、自分の知らぬうちに長男がグループホームに入れられるのは、耐えられん…</u>。余生を長男と一緒に過ごしたい」と話す。実際には、激高する本人を刺激しないよう内密にケースワークを進めたのかもしれないが、<u>心の拠り所の長男と引き離される不安は、しっかり覚えている</u>。 - 今年6月の新聞記事（後見制度と家族の会の発足）を見て、<u>自ら電話して窮状を訴え、その後の裁判所の諸手続を行えている</u>こと、当院受診に際しても、<u>自ら電話して予約日時や担当医の名前を確認している</u>ことから、判断能力はある程度保たれている。とはいえ、<u>認知症の症状が存在し、これからも進行することから審判の取消しもできない</u>。よって、判断能力は不十分で、自己の財産を管理、処分するには援助を要することもある<u>補助相当とするのが妥当</u>と考える。

恣意的な鑑定_判断力が低下しているから海外の宝くじ購入（詐欺） ・ 年金を姪へ送金するのか？

引用：鑑定書（成年後見制度用）

項目 令和3年11月作成

6. 既往症及び現病歴 平成26年（80歳代前半）に**かかりつけ医からもの忘れを指摘されており、発病と推定される。**〈前略〉**海外の宝くじ（詐欺である可能性が高い）を購入し、年金が入ると九州の姪っ子に10万円送金したりと判断力の低下**が見られた。〈前略〉令和3年になり、日常生活の重要な事柄（例えば、自らの眼科治療のこと、長男の施設入所のこと）について、**自らの意見が反映されないことに納得いかず、6月に「後見制度と家族の会」立ち上げの新聞報道を見て、自ら事務局に連絡を取り、7月末に前医の診断書を得て、8月に後見開始の審判の取消を求める申立てを行った。**

海馬領域に萎縮のあるアルツハイマー病と鑑定されたが、疎通性は良好であるのに、近時記憶障害にもとづいて判断力・理解力は低下と鑑定することは、確証バイアスが働いているのではないか？

引用：鑑定書（成年後見制度用）

項目

令和3年11月作成

7. 生活の状況及び現在の心身の状態
 日常生活の状況：〈前略〉知的障害を抱える長男に対する虐待リスクがあり行政介入となった〈後略〉。長男は心優しいらしく、本人に対して暴力をふるうことはないという。

頭部CT検査：両側側頭葉内側（記憶に関わる海馬領域）を中心に萎縮が目立ちアルツハイマー病を示唆する。

見当識：心理検査では時間見当識を正答したものの、診察室から出るとき方向を間違えており、場所見当識が低下している。

意識・疎通性：意識は清明で疎通性も良好である。

理解力・判断力：50代の農業行政について、60代の障害者福祉については能弁かつ雄弁に語るが、70代のごことは曖昧に取り繕い、80代のごことは迂遠で時間軸の混乱が明らか。判断力や理解力は低下している。

易怒性は性格傾向の可能性があるのに、前頭葉の衰えが原因と推定することも、確証バイアスが働いているのではないか？

引用：鑑定書（成年後見制度用）

項目

令和3年11月作成

7. 生活の状況及 記憶力

び現在の心身の状態（続き） - 長谷川式認知スケールでは遅延再生で正答を伝えても想起できない明らかな悪性健忘があり、**近時記憶障害**は明らか。80代の出来事が思い出せずに時間軸も曖昧なため、遠隔記憶も徐々に障害されている。

計算力

- 計算力に大きな問題はない。

現在の性格の特徴

- 〈前略〉**前頭葉の衰え**で**処理能力の低下**や**易怒的な性格変化**もあると推定する。

知能検査・心理学的検査

- 長谷川式認知症評価スケール（HDS-R）**18点**/30点満点

送金の理由・必要に関する回答書から

依頼

- 成年後見人（父・息子）

回答

- 姪（父の配偶者の姉の子）

姪への送金の背景に互恵的な関係（善意）があり、認知機能の低下前から送金が始まっているのに、認知機能の低下が送金の原因と結論づけられるのか？

引用：回答書（令和3年4月）

項目

成年後見人からの問合せについて

□さん（父実名） 〈前略〉 □おじが語っている送金の理由は、おじの誠意ある真実のことばであると存が私宛に送金されて じます。実際に、□おじの妻○は病弱で、息子も障害児のため、○おばは、私の母 いる理由 （□の実姉）に、生前度々送金支援を依頼し、母は夫である私の父に「助けてあげて」と申して、両親共にできる限りの努力はさせて頂いておりました。そのため、2010年に両親が召されたあと、私が心身共に消耗して体調を崩しがちになっている事を心配し、ひとりっ子で独身ゆえ、「決して無理をするな」と申して、おじがあなたをできる限り助けるからと、送金によって応援して下さいようになり、それによって私の生活が現在まで何とか支えられていますので、送金が打ち切られましたら、私の生活は緊急事態に陥ってしまう状況です。

息子の通所施設の生活支援員の話（令和4年4月）

- 生活支援員（就労継続支援B型事業所）

父は息子と一緒にいることで安定する家族システムの視点 他に選択肢がなかったので選任された後見人の選任過程

父について

- □さん（父実名）の後見人が外れたのはそうかなと思う。
- △さん（息子実名）と一緒にいることで生活が安定していると理解している。
- □さんの訪問介護サービス（週2）は、△さんの居宅介護サービス（週5）を利用しないと足りないので同居が望ましいと判断した。
- グループホームは、何年も欠員が出ないことや、□さんに万が一のことがあったときに欠員があるとは限らないから、2か月かけて△さんの体験入所を勧めてきた。
- （□「今晚から△を返さんというのは人さらいと同じではないか」）□さんの意向を聞かずに、△さんをグループホームに体験入所させたことは、反省している。

息子について

- お金を使う・使わないという判断はできるが、金銭管理ができない。
- △さんとの関係は10年になるが、1万円を欲しいと言っても渡すことはない。
- □さんと△さんは生計が一つなので、□さんが△さんのおカネを使うことは否定しない。
- □さんが△さんのおカネを使い込んだので、△さんに後見人がついていないと不安しかない。
- △さんが信頼する身近な人による金銭管理が望ましいが、市内に後見人の選択肢がなかった。
- 身辺自立の能力はあり、□さんに万が一のことがあっても、在宅生活は継続可能である。
- グループホームに入所すれば、身辺自立能力を伸ばすことができる。

父・息子の考えを聞いて みると... (令和4年4月)

父（グループホーム入所に反対ではないのに父子分離を強行された）・息子（本人の嫌う後見人が選任された）の不幸を生んだのは、申し立てる過程（ソーシャルワーク）に問題があったのではないか？

父

- 生活支援員は、息子に身辺自立の能力があると言っているが、一人で在宅生活を続けることは難しい。
- 息子は、グループホームに入所することが望ましいと考えている。
- しかし、体験入所したグループホームを利用することには抵抗がある。

息子

- 後見人（実名）は嫌い。

II. 成年後見制度の制度設計・運用に関わる問題

1. 制度設計に関わる問題

- 1-1. パターナリズム（善意と社会的責任）の手段としての成年後見制度
- 1-2. 医師の過剰診断とパターナリズム（善意）・同調バイアス
- 1-3. 見ず知らずの第三者後見人等を選任する後見事務
- 1-4. 成年後見制度が意思決定（事理弁識）の概念を歪めている可能性

2. 運用に関わる問題

- 2-1. 成年後見制度を申し立てるソーシャルワークの問題

1-1. パターナリズム（善意と社会的責任）の手段としての成年後見制度

- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」は、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採ることを求めているが、**専門職の善意**が本人の最善の利益を決めている。
- 支援者が**父親の万が一のことを考慮**して、父親の許可を得ずに息子をグループホームへ体験入所させた。_p.23
- 現在の意思決定能力ではなく、**将来の認知症の進行に備え**「補助相当」と鑑定した_p.16
- 補助人の善意が被補助人の人生を、**総意なく**一方的に選択した。_事例1
- 親族の支援のしかたが**専門職の支援方針に反した**ので虐待と見なされた。_事例2

【事例1】後見人等の「善意」が被後見人等の人生を一方向的に決めた事例

- 80歳代女性・未婚・独居（都内在住）・ASD疑い・被補助人
- 同胞5人の第4子（三女）。姉妹からは嫌われていた。
- 東京で出生し、その後、三重県内の旅館で仲居として働いたが、70歳代で、姉妹を頼って東京に転入。収入以上の賃料の団地に入居するため、長女が経済的に支援した。
- 認知機能が低下し、妹家族の家に来て泣いたり、無心をするようになった。
- 小多機の利用が始まった。地域包括支援センター（社会福祉士）が第三者後見等を申立てたが、リーガルサポートに希望者が現れず、**認知症に強いと自負する会員（司法書士）が善意で引き受けた。**
- 補助人は特養入所が望ましいと判断し、それまで生計が維持できる週7千円を渡すことを決めた。
- 「財布に3,000円しかない、**これで生きていけるのでしょうか？**」と泣いて訴え始めた。補助人の事務所に、**日に20回前後、電話で「死にたい」と訴え**、居留守を使われた。
- **小多機のケアマネジャーは本人の自立度からグループホームへの入所を強く推したが、補助人は特養への入所を強行した。**
- 本人は、特別養護老人ホームに一時的に滞在していると言われていたもので、いつ自宅に帰れるのかと話していた。

【事例2】 親族等の支援が専門職の支援方針に反対したので「虐待」と見なされた事例。

- 70歳代女性・未婚・独居（都内在住）
- 同胞6人の第2子（長女）。兄・弟・本人の共同名義の住商併用住宅に弟夫婦（本人同居）・妹夫婦が居住。
- 金銭管理の手続理解は困難。
- 収入は国民年金・生命保険。収支は概ね均衡。
- 水道光熱費・税等は妹夫婦が支払った後、按分を本人に請求していた。
- 収入のほとんどを親族のために支出（妹夫婦に定期的に小遣いを渡し、その子どもの学費も負担）。民生委員が親族による金銭搾取を疑い、地域権利擁護事業の利用が開始される。
- 妹夫婦の転出後、兄・弟が住宅の売却を希望し、法テラスに相談。本人は、売却益数千万円の財産管理のため、専門職補助人の選任に同意。しかし、姉の息子（甥）は第三者が財産管理し報酬も発生する後見制度に反対。**地域権利擁護事業の継続に向け、本人に中古マンションを購入して財産を一千万円に圧縮することを勧め、本人は同意する。**
- 社協は、親族間の対立があるため、甥に第三者後見等を勧めるが、拒否される。明確な根拠はないが、甥が第三者後見等に反対する理由は、**財産目的であると疑っている。**

1-2. 医師の過剰診断とパターンリズム（善意）・同調バイアス

- 医師は成年後見制度の申立てに同調して**感情失禁**等と診断した。_p.12
- 「後見制度と家族の会」に加入後、心理検査値が改善し、判断能力の評価が「ない」から「できる」に変わった。_p.14・p.15
- 将来の認知症リスクに配慮して「**補助相当**」を選択するため、後見制度と家族の会の加入過程を「契約等の意味・内容」を理解できると**鑑定しなかった**_p.17
- 海外の宝くじ購入・姪への送金・易怒性・判断力の低下が、性格・善意ではなく、**認知機能の低下・前頭葉の衰え**の影響と鑑定された。_18・P.20
- **診察場面**と**神経心理検査・画像検査の所見**だけを見て、「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」と判断できるのか。_学説1「認知的予備力仮説」

【学説1】 医師は、診察場面と神経心理検査・画像検査の所見から「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」と必ずしも判断できない。

認知的予備力仮説Cognitive Reserve Hypothesis

- アミロイド沈着や神経原線維変化は、必ずしも認知機能低下と相関しない場合がありうるということが考えられており、病理所見と認知機能の乖離を説明する仮説として「認知予備力」仮説が提唱されている。

1-3. 見ず知らずの第三者後見人等を選任する後見事務

- アルツハイマー型認知症は、近時記憶機能・注意分割機能・計画力が低下するので、成年後見制度の説明を理解・記憶保持することも、面識のない第三者後見人等の存在を、記憶を頼りに理解・信頼することも難しい。
- 第三者後見人に、本人と面識のない見ず知らずの専門職（弁護士）が選任された。_p.23
- 被後見人等を不幸にする第三者後見人等が選任されている。...p.24・事例1

1-4. 成年後見制度が意思決定 (事理弁識) の概念を歪めて いる可能性

- 成年後見制度は、「契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる」ることを「意思決定能力」(事理弁識能力)と見なしているが、**本人の「…したい」という意思決定(欲求)まで制限される**状況が起きている。_p.5・p.16・p.21
- 認知機能が低下すると、**本人の稼いだきたおカネの用途**が、本人の意向にかかわらず、**(愚行権等の人格が認められないなど)後見人等自身の規範**にもとづいて管理されるようになる。
_事例1・事例2

2-1. 成年後見制度を申し立てる ソーシャルワークの問題

- 知的障害（中度）の息子よりも、疎通性の良好な父のほうを認知機能の程度が低いとするアセスメントにもとづき、恣意的に成年後見制度を申し立てを行った。_p.7
- 恣意的な判断で、成年後見制度に反対する父に成年後見制度を説明せず、知的障害（中度）の息子に成年後見制度を説明した上で、息子は制度を知っていると記述した。_p.10
- 父は、息子がグループホームへ入所することに必ずしも反対しているわけではなく、金銭の散財は性格傾向の可能性があった。父の話
を共感・受容の態度で傾聴し、パーソナリティを理解する臨床心理学のスキルがあれば、父に成年後見制度を申し立てる確証バイアス
(認知症バイアス)は働かなかった可能性があった。_p.21

Ⅲ. 成年後見制度の見直しに 関する論点

1. 成年後見制度の「意思決定能力」概念の前提となる合理的人間像の誤謬
2. 第三者後見人等が機能的な役割から選任される仕組みの問題
3. 必要な時期・範囲・期間で利用できる「スポット型」制度導入の問題

1. 成年後見制度の「意思決定能力」概念の前提となる合理的人間像の誤謬

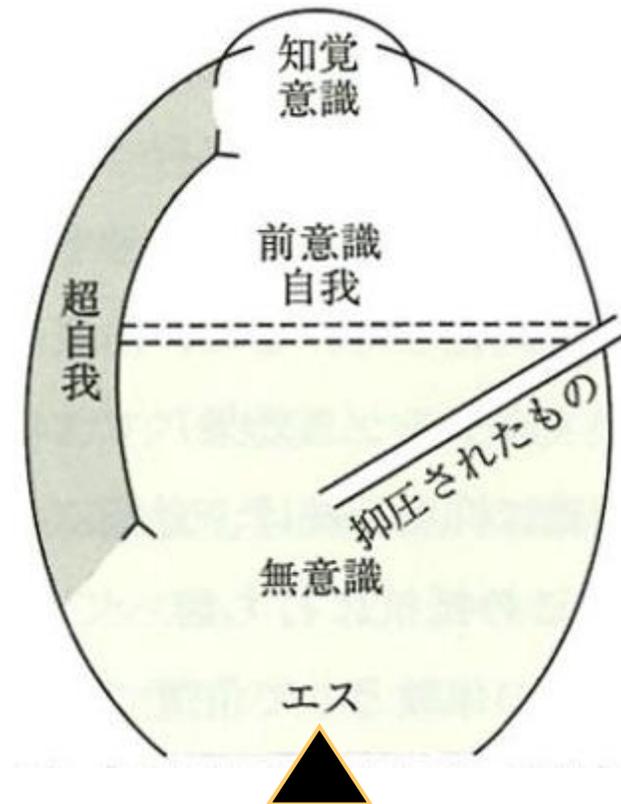
成年後見制度の「意思決定は合理的である」という前提は、意思決定は情動・欲求が主要な役割を果たしている心理学の知見に反しているだけでなく、後見人等の自我が被後見人等の意思決定に投影される影響*さえ示唆される。

- 人間の意思決定は、無意識下で生じる身体的感覚に大きく依存している ...ソマティック・マーカー仮説（ダマシオ, 2000）
- 悲しいから泣くのではない、泣くから悲しいのだ。
...ジェームズ=ランゲ説（ジェームズ, 1884）
- 「Xを選ぶことに決定した」ということは、単に「Xが好きだ」と言っていることと同じである。
...感情優位説（ザイオンス, 1980）
- エスあるところにエゴをあらしめよ ***学説2**
... 構造論（フロイト, 1923）

【学説2】 構造論（フロイト，1923）

第三者後見等が本人の自我を代替することによって、後見人等自身の自我が投影される可能性がある。

- 自我（エゴ）がエスのあるところに存在して、衝動・本能を制御しなければならない。
- エス...無意識の源泉。衝動・本能という快樂原則に従う。
- 超自我...道徳的・倫理的規範が内面化され、自我を統制する。
- 自我（エゴ）...現実原則にもとづき、エスと超自我の葛藤を調整する。



**リビドー
(性的欲動・動因)**

構造論

超自我

社会規範・価値体系
(良心・自我理想)

自我

エスと超自我の調整
(現実原則)

エス(イド)

本能的衝動・欲求
(快樂原則)

2. 第三者後見人等が機能的な役割から選任される仕組みの問題

後見人等-被後見人等の関係は、機能的な関係ではなく、信頼を基盤とした心情的な関係であるべき

- 第三者後見人は、虐待・相続等の問題に対処する**機能的な役割**から選任されている。_p.28
- 認知症の病態は、認知機能・近時記憶機能が低下するので、第三者後見人等の役割が理解できず、混乱を招く上、**感情（意思決定機能）は維持される**ため、**負の感情**（疎外・不信・怒り等）さえ起きる可能性がある。
- 認知症の病態から、本人との信頼関係を基盤とした、十分な心情的な関係が築かれている第三者を選任する仕組みが必要である。

3. 必要な時期・範囲・期間 で利用できる「スポット 型」制度導入の問題

一時的に後見人等が選任されるスポット型制度は、認知症の病態が考慮されていない。

- (再掲) アルツハイマー型認知症は、近時記憶機能・注意分割機能・計画力が低下するので、成年後見制度の説明を理解・記憶保持することも、面識のない第三者後見人等の存在を、記憶を頼りに理解・信頼することも難しい。
- 認知機能が低下すると、環境の急激な変化に対応できず、行動・心理症状の発現・悪化を招きやすい。...リロケーション・ダメージ

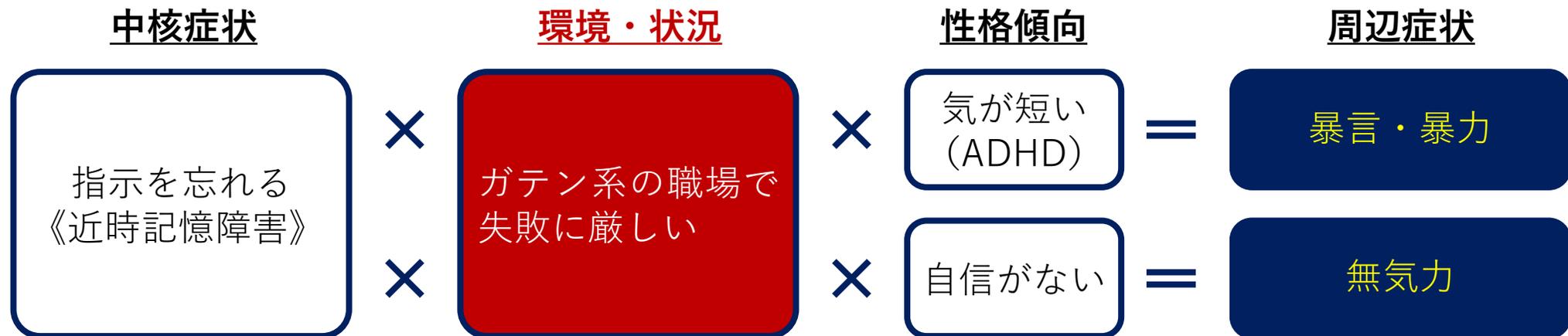
IV. 成年後見制度を申し立てる側（ソーシャルワーカー）に関する議論

1. 確証バイアス（認知症バイアス・ラベリング）の問題_p.7・10・21・事例3
2. パターナリズム（善意）ではなく本人とのパートナーシップを意識した支援_p.28・事例4
3. 因果モデルではなく相互作用モデル（システム）の視点に立った支援_p.23・事例5

1. 確証バイアス（ラベリング・認知症バイアス）の問題

認知症とラベリングすることによって性格傾向等の影響を捨象する認知症バイアスが働きやすい

認知症の周辺症状に対して、中核症状 x 環境・状況 x 性格傾向の相互作用の視点を持つことによって、成年後見制度以外のさまざまな支援の可能性が生まれる。



ソーシャルワークに性格傾向（パーソナリティ）の理解が欠けていると、確証バイアス（ラベリング・認知症バイアス）が働きやすい。

- パーソナリティ障害・発達障害や被虐待体験などが支援対象に含まれているにもかかわらず、臨床心理学の知識・スキルがないために、被支援者に振り回される状況も起きている。
- 社会福祉士・精神保健福祉士の養成は、臨床心理学のスキルを身につけるためのカリキュラムに変えることが望まれる。...精神分析（防衛機制・転移等）・トラウマ・インフォームド・ケア（PTSD）
- その上で、医療機関等だけでなく、心の問題を取り扱う（公認）心理士と、生活・環境の問題を取り扱う社会福祉士・精神保健福祉士を一体で人員配置し、本人をトータルに支援する制度に移行することが求められる。
- 人間行動の負の側面を否定・回避する専門職ではなく、負の側面にも共感的理解と伴走が可能な専門職を養成する必要性が高い。

【事例3】 本人のパーソナリティ特性にあったソーシャルワーク

- 80歳代・女性・死別・娘と同居（都内在住）
- 4年前に**被害妄想が始まり**、銀行でお金を盗まれたとか、誰かがドアノブを回すとか、一日30回くらい娘の携帯電話に連絡してきた。
- **被害妄想が強くなり**、1年前に入院した。数日は主治医に退院を訴えていた。しかし、3か月後に、退院して、老人保健施設に入所するときには、**同じ病室の患者や看護師と涙の別れをしていた。**
- 老人保健施設に面会に行くと、いつも男性と団らんしていた。父が亡くなったときは、再婚を勧めたら「夫はお父さんだけよ！」と怒っていた。
- さらに6か月後、グループホームに入所するためタクシーに乗っているとき「次は死ぬまでいられるの？」と言われた。
- 今年のゴールデンウィークに、孫が遊びに来たので一時帰宅した。昼食を食べ終わったころから「何時に帰る約束をしてた？」と施設に戻る時間をしきりに気にしていた。**施設では夕食の配膳などの役割があるらしく、落ち着かないため、予定の時間より早めに戻った。**
- 先日、医師の判断で抗精神病薬を減らした。**施設のほうが家よりも精神的に安定**をしている。



2. パターナリズム（善意）
ではなく本人とのパートナーな
シップを意識した支援

【事例4】 支援者が本人の協力があっからこそ支援が成り立つことを理解しないと被支援者が。

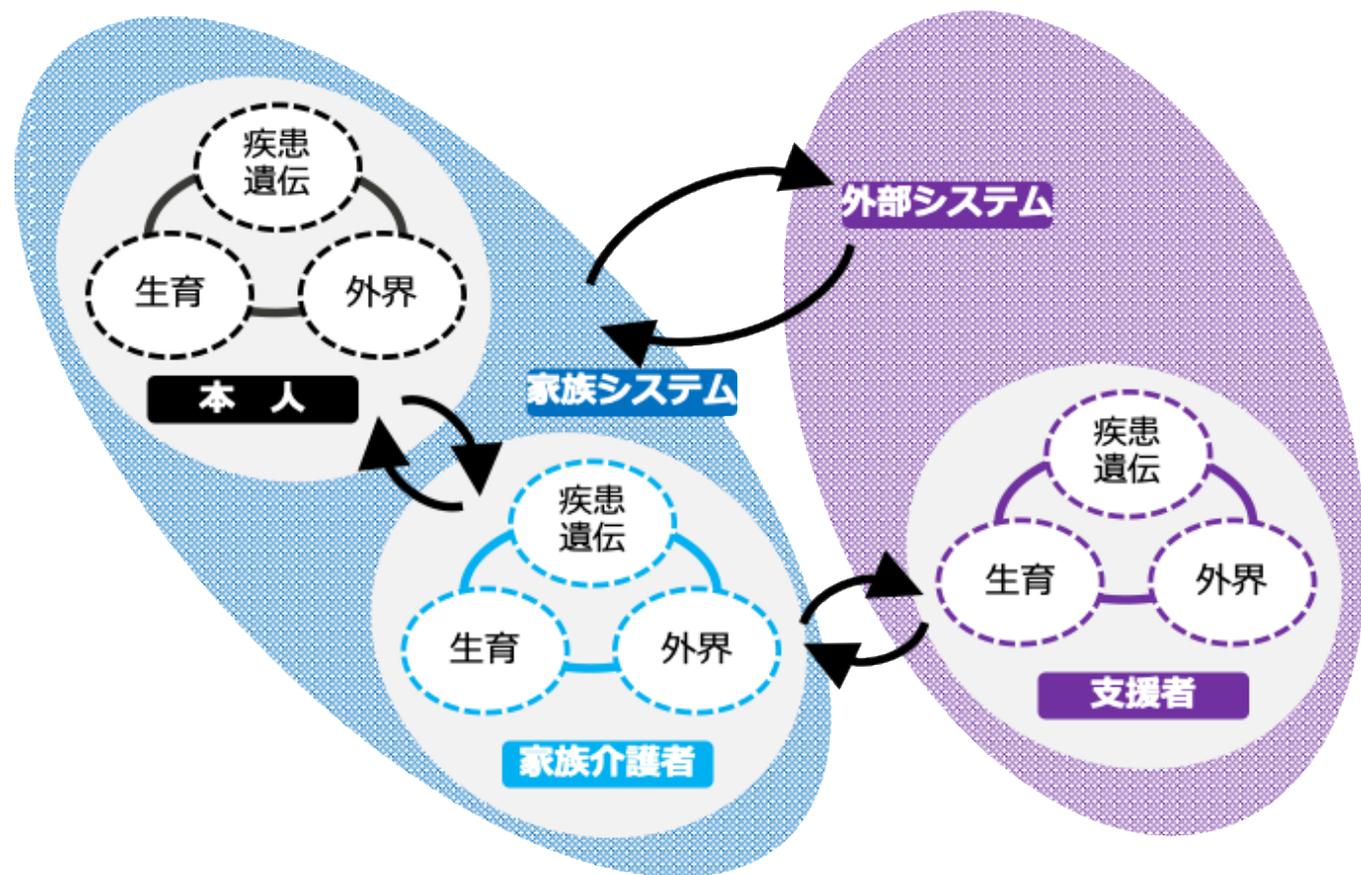
- 50歳代男性・離婚・独居（都内在住）・前頭側頭葉変性症（行動異常型）・生活保護受給・障害厚生年金2級
- 同胞2名の次男。
- 飲酒時に無意識に万引き・無賃乗車を行い、数度の留置経験あり。
- 金銭管理がずさんなため保佐人が選任された。
- 関西の有名私大を卒業。記憶機能は良好。本人ミーティングのファシリテーターを務めている。
- 料理好きのため、料理をつくるボランティア活動を探していた。
- 日中は認知症高齢者等の通所型サービスB*、夜は居酒屋を運営する女性（60歳代）が、本人の活躍の場をつくるため、本人が通所型サービスBの利用者に料理を提供する取り組みを始めた。
- 女性は支援者目線で、本人の能力を見込んで居酒屋の仕事を手伝わせるなど**活躍の場を広げたり、通所型サービスB*の高齢者をもっと見習ったほうがいい**などと助言した。
- 本人は、女性に活躍の場を提供されたことに感謝して、支援者の助言等に協力してしたが、**被支援者を下に見る態度**に腹が立って辞めることになった。

*通所型サービスB：地域住民・ボランティアが主体となり、高齢者等に“通いの場”を提供する事業

3. 因果モデルではなく相互 作用モデル（システム）の 視点にもとづく支援

因果関係から相互作用に視点を転換すると、お互いが原因であり結果であることが見えてくる。

- 本人・家族介護者・家族関係はそれぞれがシステムである。
- 家族システムの視点では、虐待-被虐待は因果関係ではなく、相互作用の現れである。
- 家族システムにはホメオスタシス（恒常性維持）が働いているので、因果モデルではわからない変化への抵抗が洞察できる。
- システム・相互作用の視点を持つことによって、原因を取り除いて問題解決を図る支援から、関係を変えて問題解決を図る支援に変わり、介入のポイントが増える。



【事例5】 本人・家族介護者の過去・現在と性格傾向が、虐待・被虐待の関係をつくっている。

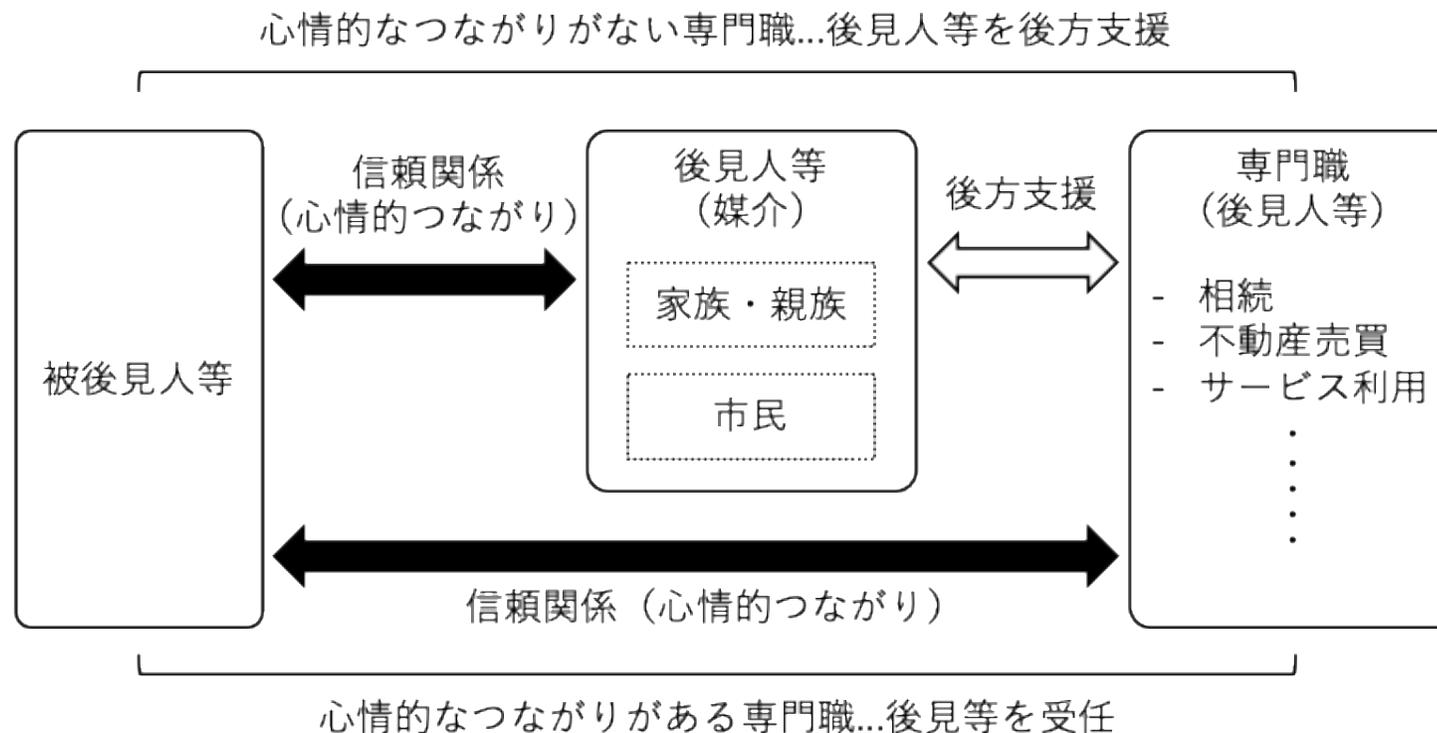
- 70歳代男性・妻（70歳代）と同居（都内在住）・アルツハイマー型認知症（要介護1）・生活保護受給
- 娘3人別居
- **事業に失敗して自己破産し、認知症が発症して再び、自己破産。妻が事業の清算に奔走する。**
- デイサービスを週2日利用。他の日は通所型サービスB（事例3参照）等を利用。
- 家族介護者（妻）は、本人と最寄り駅でわかれ、通所型サービスB等の場所まで一人で行かせるなど、認知機能の訓練に躍起になっているが、迷うことが増える。
- 家族介護者は、時計が読めなくなるなど、本人の認知機能が期待どおりに維持せず、介護負担が重くなっていくことにイライラして血圧が上昇する。
- 本人は妻に感謝していると言っているが、**本人のずぼらな性格に、家族介護者はますます腹が立つ。**早く慣れて楽しく介護したいが、できないことに対して**叱責してしまう**だけでなく、**叩くなどの暴力も出る**ようになった。

V. 2050年の福祉社会の展望

1. 2050年の成年後見制度
2. 2050年のソーシャルワーク
3. 2050年の福祉学
 - 3-1. 健康長寿のあくなき希求...ヒューマノイド福祉学
 - 3-2. ありのままへの回帰...行動福祉学

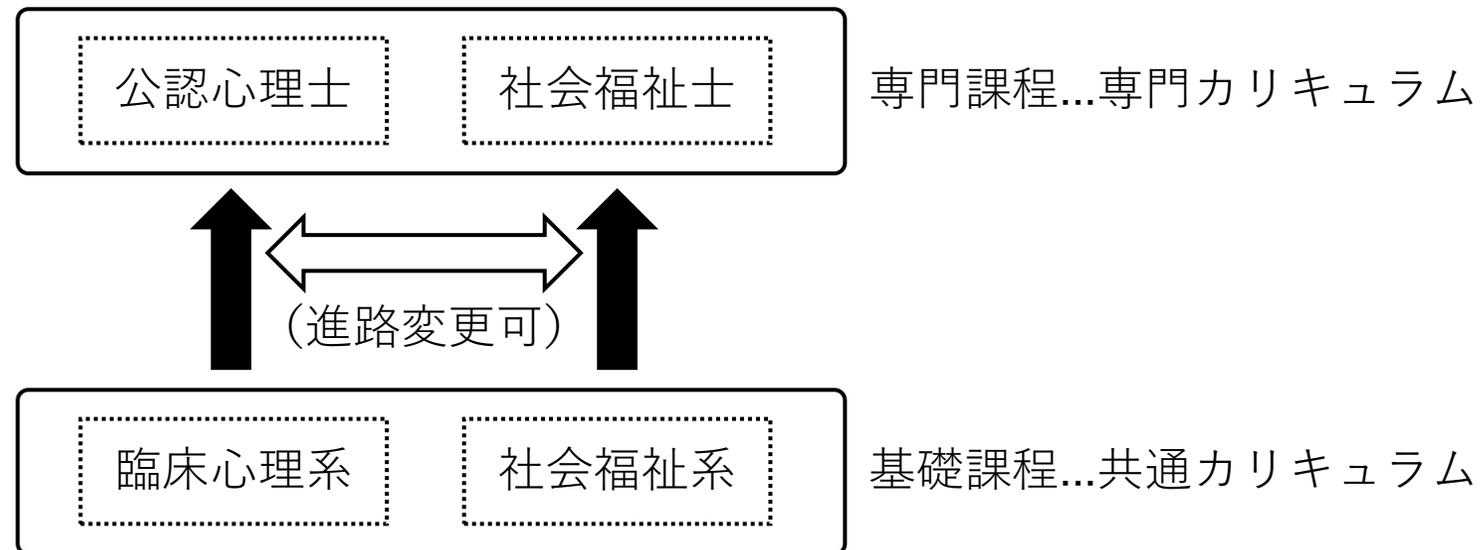
1. 2050年の成年後見制度

- 後見人等の選任は、被後見人等と心情的に結ばれた信頼関係を要件とし、専門的な機能が必要な場合は、後見人等が両者を媒介する。



2. 2050年のソーシャルワーク

- 社会福祉士と公認心理士の養成は、共通のカリキュラムを経て、2つの専門課程に分かれることによって、臨床心理学の知見を持ち、かつ臨床心理の専門職との連携が容易になる。

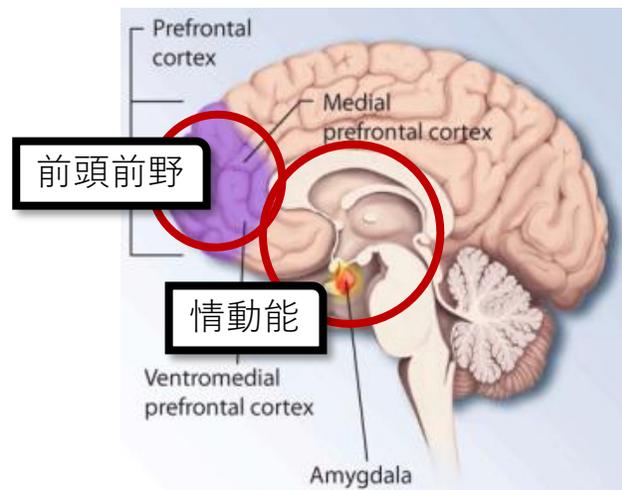


3. 2050年の福祉学

3-1. 健康長寿のあくなき希求...ヒューマノイド福祉学

ヒューマノイド福祉学

- 不老不死と平和を同時に手に入れた社会の福祉。（詳細は不明）
- だれもが人間行動の攪乱要因だった「情動脳」が役割を喪失し、脳の「前頭前野」が生成AIに置き換わり、人間の肉体がサイボーグに転換される。



神話の時代から**人類の夢**は変わらない

- 紀元前219年、秦の始皇帝の命を受け、未婚の男女3千人が**不老不死**の薬を求めて新宮市（和歌山県）に漂着した。 [不老不死の霊薬（エーザイ）]
- 古代エジプトのファラオは、死後に再生し、永遠の命を得ると信じられてた。ピラミッドは、ファラオが死後の世界で復活するための通路とされた。 [WORLD SCAN PROJECT]
- 人間の一部分はメガネ・義肢義足・人工臓器等、すでにロボットになっている。 [石黒浩（ロボット工学）]
- 認知症の原因蛋白を除去する創薬（レカネマブ・ドナネマブ他）が活発に開発されている。

3. 2050年の福祉学

3-2. ありのままへの回帰...行動福祉学

行動福祉学

- 人間行動の負の側面を抑圧・否定・回避するのではなく、負の側面にも共感的理解と伴走する。
- 怒り・憎しみ・いじめ・攻撃・競争等の負の感情を否定するのではなく、人間らしさ（生存戦略の機能）として受容した上で、負の感情とも共生可能な社会を目指す。
- 比較心理学*1・進化心理学*2の知見をソーシャルワークに反映していく。

*1比較心理学：人間と動物の行動の類似点・相違点から心の進化や本質を探る。

*2進化心理学：心理的メカニズム（怒り・恐怖・親子愛等）が生存や繁殖に有利であったと仮定する。

ダーウィン

- 情動の表出はネコ、イヌ、サルからヒトまで共通である。
- 情動は「非常事態にさらされた生物が、適切に対処し、生存の可能性を増加させるもの」である。
- 情動の生物学的意義は、個体維持と種族保存を達成するためにある
- 情動は、外界の刺激に対し、ヒトや動物を行動に駆り立てる性質がある。
- 外敵・有害・危険には恐怖が生じ、逃げる。欲求の充足には接近行動を示す（快情動）。欲求充足の阻止には怒りが生じ、攻撃行動が起こる。